

令和4年4月から公簿の閲覧方法が変わります！

土地台帳閲覧制度の廃止について

村では、これまで住民サービスの一環として、申請によりどなたでも土地台帳を閲覧することができました。

しかし近年のプライバシー保護に対する意識の高まりを受けて、土地所有者の個人情報の取扱いをより慎重にするため、令和4年3月31日をもって土地台帳の閲覧制度を廃止します。

令和4年4月1日以後に登記情報を確認する場合は、名古屋法務局新城支局（電話：0536-22-0437 郵便番号：441-1385 愛知県新城市字八幡11-2）において行っていただきますようお願いいたします。

公図の写し等の閲覧手数料について

村では、証明書の発行などの対価として手数料を徴収しています。これは、村が行う行政サービスのうち、特定の方にのみ利益があるものの対価として負担していただくものであり、受益者負担の一種となります。これまで実費（コピー代）のみ徴収していた次のものについても、令和4年4月1日より閲覧手数料を徴収します。

項目	従来	R4.4.1～
公図の写し等 (公図の写し、地番図、航空写真等)	コピー代 白黒 1枚 10円 カラー 1枚 100円	閲覧手数料 1件 200円
名寄帳兼課税台帳	コピー代 1枚 10円	閲覧手数料 1件 200円

何とぞ趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。